

## 那珂川市入札心得書

第1条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）による行為を行ってはならない。

第2条 入札参加者は、予め入札心得書の記載事項を熟読のうえ、設計書・仕様書等の書類及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律・労働基準法・職業安定法・建設業法・建築基準法・河川法・道路法等の関係法規を遵守して、入札に臨まなければならない。

第3条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保等を納めなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合はこの限りでない。

第4条 仕様書等についての質問等がある場合は、提出期日までに質疑書（任意様式）を所管する課等に持参又はFAX等にて行うものとし、電話での質問は一切認めない。

また、質問等がない場合においても、その旨を記した質疑書を持参又はFAX等にて行うものとする。

第5条 入札書は、所定の用紙を使用すること。

第6条 入札参加者が、代理人によって入札する場合は、入札書には代理人の表示をしなければならない。

第7条 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

第8条 入札参加者は、入札開始時刻を過ぎたときは、入札することができない。

第9条 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 所定の日時を過ぎて到着した入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札
- (4) 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- (5) 入札保証金を納付すべき場合において、所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (6) 入札金額若しくは入札者名の記載若しくは入札者の押印のない入札書又はこれらが判断できない入札書による入札
- (7) 前回の最低入札価格を上回る金額での入札
- (8) その他法令又は入札に関する条件に違反した入札

第10条 落札は、入札者のうち、予定価格以内で最低制限価格を設定した場合は、その金額を下らない入札金額中最低価格の入札者とする。ただし、同価格での入札があった場合は「くじ引き」によって落札者を定める。なお、予定価格以内であっても、契約内容に適合

した履行がなされないと認められるときは、那珂川市低入札価格調査実施要綱及び那珂川市業務委託等の実施に関する事務処理要綱の定めるところによる。

第11条 入札の回数は、次に定めるところによる。

- (1) 入札に付する建設工事にあつては、1回までとする。
- (2) 入札に付する建設工事以外のものにあつては、3回までとする。ただし、第1回目の開札の結果、落札者がいない場合は第2回目を行う。この場合第1回目の最低入札価格を読み上げこれを上回る価格で入札した者の入札は無効とし、第3回目の入札参加への資格を失う。なお、第3回目の入札を実施しても落札者がいない場合は、入札会を打ち切る。ただし、随意契約ができると認められるときは、当該入札参加者の承諾を得、最低価格での入札者より見積書を徴することができる。

第12条 落札者が決定したときは、口頭又は書面にてその旨を落札者に通知する。

第13条 落札者は、遅滞なく契約締結手続きをしなければならない。なお、正当な理由なく契約手続きをしないときは、契約締結に関する権利を破棄したものとみなす。

第14条 建設工事に係る入札の落札者は、建設業退職共済組合に加入し掛け金収納書を速やかに提出しなければならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りではない。

第15条 仕様書等は入札会の終了後に返還すること。

第16条 指名を受けた者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
  - (1) 入札前にあつては、その旨の書面を契約担当課に直接持参すること。
  - (2) 入札中にあつては、その旨を入札書の金額欄「辞退」と記入して提出すること。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第17条 入札心得書に規定しない事項は、那珂川市契約規則並びに入札に関する法令等の定めに従わなければならない。

第18条 入札参加者は、那珂川市暴力団排除条例を遵守するものとする。